#### 串間市身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業の実施について」(平成16年 12月24日障発第1224004号)及び串間市補助金等の交付に関する規則(昭和55年串間市規 則第4号)に定めるもののほか、身体障害者に対して自動車運転免許の取得及び自動車の改造 に要する費用の一部を助成する事業の事務取扱について定めることを目的とする。

(事業の種類)

- 第2条 この要綱で定める事業は、身体障害者が行う次の事業とする。
  - (1) 自動車運転免許取得助成事業
  - (2) 自動車改造助成事業

(事業の対象者)

- 第3条 前条第1号に規定する事業の対象者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者であり、かつ、その者が属する世帯が特別障害者手当で用いる所得制限限度額を超えない世帯である者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「規則」という。)別表第 5 号(以下「令別表」という。)に規定する者のうち、1 級から3 級までの等級に該当する者
  - (2) 前号に掲げる令別表の等級が4級以下の者であって、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条の規定により自動車に身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずることが必要とされている者並びに補聴器の使用が必要とされている聴覚障害者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する施設入所者で当該施設長の許可を受け、かつ、自動車運転免 許取得が必要であると判断された者
- 2 前条第2号に規定する助成事業の対象者は、市内に住所を有し、法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 規則別表第5号に規定するもののうち、1級から4級までの等級に該当する者
  - (2) 道路交通法第84条第1項により自動車の運転免許を受け、道路交通法第91条の規定により、身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずる必要があり、かつ、自動車を所有する者
  - (3) その者が属する世帯が**特別障害者手当で用いる所得制限の限度額を超えない世帯**である者 (助成額)
- 第4条 第2条第1号に規定する事業の助成額は、自動車運転免許の取得に直接要した費用の3 分の2以内とする。ただし、10万円を限度とする。
- 2 第2条第2号に規定する事業の助成額は、自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、 10万円を限度とする。

(申請)

第5条 前条に掲げる助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車 運転免許の取得又は自動車改造を行う前に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に補助金交付 を申請しなければならない。ただし、第2条第2項に規定する事業について、申請者が自動車 教習所等での教習に使用するために改造をしようとするものであるときは、第2条第1項に規 定する事業の申請と同時に行わなければならない。

(着手時期)

第6条 申請者は、助成金の交付決定通知後に自動車運転免許の取得又は自動車改造を行わなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、自動車運転免許の取得又は自動車改造が完了したときは、別表第2に掲げる 書類を添えて市長に報告をしなければならない。ただし、第5条ただし書に規定する申請を行った者は、両方が完了したときに同時に行わなければならない。

(助成金の交付)

第8条 申請者が決定通知を受けた日の属する年度内に自動車運転免許の取得、又は自動車改造を完了しないときは、当該決定は無効とし、助成金の交付は行わないものとする。ただし、この場合に限り第5条の規定にかかわらず、対象者は翌年度以降に再び申請することができる。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の 規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効 力を有する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表第1

助成事業	申請に必要な書類
自動車運転免許取得助成	(1) 自動車運転免許取得助成事業計画書(別記様式第1号)
	(2) 収支予算書(別記様式第3号)
	(3) 身体障害者手帳の写し
	(4) 自動車教習所等の入所見込み又は入所を証する書類
	(5) 自動車教習所等の教習料を明らかにする書類
	(6)運転免許取得に関して条件が必要であると判定された者につい
	ては、判定結果についての書類
	(7) 施設入所者にあっては、施設長の許可書
自動車改造助成	(1) 自動車改造助成事業計画書(別記様式第2号)
	(2) 収支予算書(別記様式第3号)
	(3) 自動車車検証の写し(購入と同時の場合は見積書)
	(4) 改造施行業者の見積書及び改造部位のパンフレット等
	(5) 身体障害者手帳の写し
	(6)運転免許証の表裏両面の写し(自動車運転免許取得助成事業と
	同時申請の場合は不要)
	(7)自動車運転免許取得助成事業と同時申請の場合は、改造車持込
	証明書

### 別表第2

助成事業	実績報告に必要な書類
自動車運転免許取得助成	(1) 事業実施報告書(別記様式第4号)
	(2) 収支決算書(別記様式第5号)
	(3) 自動車教習所等の教習料の領収書
	(4) 運転免許証の表裏両面の写し
自動車改造助成	(1) 事業実施報告書(別記様式第4号)
	(2) 収支決算書(別記様式第5号)
	(3) 改造施行業者の改造証明書(別記様式第6号)
	(4) 改造施行前及び施工後の写真

## 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)

(支給の制限)

- 第六条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。) 並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) 第三条第一項 に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。
- 第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若 しくは母の民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第八百七十七条第一項 に定める扶養 義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの<u>前年の所得</u>が、その者の扶養親族 等の有無及び数に応じて、<u>政令で定める額</u>以上であるときは、その年の八月から翌年の 七月までは、支給しない。
- 第八条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得 取はその養育者の民法 第八百七十七条第一項 に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年 の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する 政令で定める額 以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

# 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (昭和五十年七月四日政令第二百七号)

(法第六条 及び第七条 の政令で定める額)

- 第二条 法第六条 に規定する<u>政令で定める額</u>は、同条 に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項 に規定する者がないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法 (昭和四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。
- 2 法第七条 に規定する**政令で定める額**は、同条 に規定する扶養親族等がないときは、 六百二十八万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、そ れぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養 金額

親族

等の

数

一人 六、五三六、〇〇〇円

二人 六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一以上 三、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)